

事 務 連 絡

令和2年4月17日

各	{	都道府県	保育主管部（局）	御中
		指定都市	地域子ども・子育て支援事業主管部（局）	
		中核市		

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

子どもや職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の保育所等の対応について（再周知）

子どもや職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の保育所や放課後児童クラブ等（以下「保育所等」という。）の対応については、これまで「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」や「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付け事務連絡）等でお示ししてきたところですが、改めて下記のとおりお示ししますので、内容について御了知いただくとともに、都道府県におかれましては管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

なお、認可外保育施設においても、各施設において同様の取り扱いが行われるよう、都道府県、指定都市又は中核市にて、必要に応じた情報提供及び助言等をお願いいたします。

また、ご不明な点等があれば、以下に御連絡・御相談ください。

記

1. 保育所等の子どもや職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には、感染拡大を防止することが重要であり、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」等に即して、嘱託医等へ相談し、関係機関へ速やかに報告するとともに、保護者への情報提供を適切に行うこと。
2. また、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付け事務連絡）等に基づき、当該保育所等の一部又は全部の臨時休園等について速やかに判断すると

ともに、臨時休園等の規模及び期間については、都道府県等と十分相談すること。臨時休園等を行う場合には、改めて保護者への情報提供を適切に行うこと。

以上

（保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業について）

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03－5253－1111（内線4854，4853）

FAX：03－3595－2674

E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp

（認可外保育施設について）

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL：03－5253－1111（内線4838）

FAX：03－3595－2313

E-mail：ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

（利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブ、児童厚生施設について）

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL：03－5253－1111（内線4966）

FAX：03－3595－2749

E-mail：clubsenmon@mhlw.go.jp

(2) 感染症発生時の対応

- 感染症が発生した場合には、嘱託医等へ相談し、関係機関へ報告するとともに、保護者への情報提供を適切に行うことが重要である。
- ・ 嘱託医等へ相談し、関係機関へ報告するとともに、保護者への情報提供を適切に行う。
 - ・ 感染拡大を防止するため、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底するとともに、施設内を適切に消毒する。
 - ・ 施設長の責任の下、感染症の発生状況を記録する。この際には、入所している子どもに関する事項だけでなく、職員の健康状態についても記録する。

子どもや職員が感染症に罹患していることが判明した際には、嘱託医等へ相談し、感染症法、自治体の条例等に定められた感染症の種類や程度に応じて、市区町村、保健所等に対して速やかに報告します。また、嘱託医、看護師等の指示を受け、保護者に対して、感染症の発症状況、症状、予防方法等を説明します。さらに、施設長の責任の下、子どもや職員の健康状態を把握し、記録するとともに、二次感染予防について保健所等に協力を依頼します。

保育所内での感染拡大防止の観点から、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底するとともに、施設内を適切に消毒することも重要です。

(具体的な対応)

- ・ 予防接種で予防可能な感染症が発生した場合には、子どもや職員の予防接種歴及び罹患歴を速やかに確認します。
- ・ 未罹患で予防接種を必要回数受けていない子どもについては、嘱託医、看護師等の指示を受けて、保護者に対して適切な予防方法を伝えるとともに、予防接種を受ける時期について、かかりつけ医に相談するよう説明します。
- ・ 麻しんや水痘のように、発生（接触）後速やかに（72 時間以内に）予防接種を受けることで発症の予防が期待できる感染症も存在します。このため、これらの感染症に罹患したことがなく、かつ予防接種を受けていない、感受性が高いと予想される子どもについては、かかりつけ医と相談するよう保護者に促します。なお、麻しんや水痘の発生（接触）後 72 時間以上が経過していても、予防接種が実施されることがあります。また、保健所と連携した感染拡大防止策の一環として、感受性のある者については、本人の感染予防のために登園を控えるようお願いすることがあります。
- ・ 感染拡大防止のため、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底します。また、感染症の発生状況に対応して消毒の頻度を増やすなど、施設内を適切に消毒します。食中毒が発生した場合には、保健所の指示に従い適切に対応します。
- ・ 感染症の発生について、施設長の責任の下、しっかりと記録に留めることが重要です。この際には、①欠席している子どもの人数と欠席理由、②受診状況、診断名、検査結果及び治療内容、③回復し、登園した子どもの健康状態の把握と回復までの期間、④感染症終息までの推移等について、日時別、クラス（年齢）別に記録するようにします。また、入所している子どもに関する事項だけでなく、職員の健康状態についても記録することが求められます。

(参考) 保育所において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について (第二報) (令和2年2月25日) (関係箇所抜粋)

(子どもが感染した場合について)

1. 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ている状態で登園していた場合には、市区町村は、当該保育所等の一部又は全部の臨時休園を速やかに判断すること。臨時休園の規模及び期間については、都道府県等と十分相談すること。
2. 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登園していた場合には、現時点の知見の下では、一律に臨時休園が必要とまではいえない可能性もある。このため、市区町村は、その必要性について、個別の事案ごとに都道府県等と十分相談の上、慎重に判断すること。

(職員における感染対策について)

6. 上記1. から5. については、職員についても、直接子どもに接する立場にあることから一層厳格かつ迅速に対応する必要があり、同様の対応を行うこと。この場合、職員については、休暇の取得や自宅待機等によって対応すること。

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

2. 衛生管理及び安全対策

(1) 衛生管理

○ 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。

市町村が作成する感染症対策のマニュアル等の内容に従って、感染症等が発生した場合の罹患した子どもに対する対応と感染防止に関する対策についてあらかじめ定めておき、その内容を保護者にも伝えて、理解と協力が得られるようにしておく必要があります。

感染症が流行している時期には、特に衛生的な環境を整えるよう心掛ける必要があります。感染症が疑われる子どもを発見した場合には、他の子どもとの接触を断つようにし、保護者に速やかに連絡し、症状に応じて自宅安静や医療機関への受診を勧めます。

<参考情報>

「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成24年11月30日雇児保発1130第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)には、乳幼児期の特性を踏まえた感染症対策の基本が示されています。放課後児童クラブにおける感染症対策のあり方を検討するに当たって参考にしてください。